

① いちいの園短期入所 利用基本料金（1割負担の場合）

要介護度区分	サービス利用料金	介護保険から 給付される金額	自己負担 1割負担分	備考
要支援 1	4,460 円/日	4,014 円/日	446 円/日	※介護保険負担割合証 1割の方
要支援 2	5,550 円/日	4,995 円/日	555 円/日	
要介護 1	5,960 円/日	5,364 円/日	596 円/日	
要介護 2	6,650 円/日	5,985 円/日	665 円/日	
要介護 3	7,370 円/日	6,633 円/日	737 円/日	
要介護 4	8,060 円/日	7,254 円/日	806 円/日	
要介護 5	8,740 円/日	7,866 円/日	874 円/日	

② 加算料金（1割負担の場合）

項目	加算額	内容
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22 円/日	介護職員のうち介護福祉士が 50%以上配置
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13 円/日	夜間時間帯において人員基準より 1 人以上多く配置 ※要介護者の方のみ
看護職員配置加算(Ⅰ)イ	6 円/日	常勤の看護職員を 1 名以上配置※空床利用短期入所利用者のみ
送迎加算	184 円/片道	居宅と事業所との間を送迎した場合
緊急短期入所受入加算	90 円/日	居宅サービス計画に位置付けられていなく介護支援専門員が 緊急の短期入所を受けることが必要と認めた場合
療養食加算	6 円/食	医師の指示で疾病治療の直接手段として提供される食事
認知症専門ケア加算	3 円/日	認知症に関する専門の研修を修了した職員を一定数配置した場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	利用料金の 8.3%	厚生労働大臣が定める要件に適用している場合
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	利用料金の 2.7%	厚生労働大臣が定める要件に適用している場合
介護職員等のベースアップ等支援加算	利用料金の 1.6%	厚生労働大臣が定める要件に適用している場合

③ 滞在費（多床室） ・ ④ 食費

段階区分	標準負担額	第三段階②	第三段階①	第二段階	第一段階
滞在費用	855 円/日	370 円/日	370 円/日	370 円/日	0 円
食費	1,445 円/日	1,300 円/日	1,000 円/日	600 円/日	300 円/日

区分	滞在費・食費の段階区分に該当する要件
第一段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者
第二段階	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等 ^(※) 80 万円以下の方
第三段階①	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等 80 万円超 120 万円以下
第三段階②	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等 120 万円超の方
第四段階	上記以外の方

・負担限度額の認定につきましては、市町村役場に申請し結果が通知されます。

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額

その他自己負担分

	実費	利用した理美容院の定めた額
理美容代	実費	利用した理美容院の定めた額
クリーニング代	実費	施設内での洗濯が困難で外部へ依頼した場合
レクリエーション費用	実費	希望活動材料費、有料施設の入場料、交通費等
その他	実費	日常生活において通常必要となる物品等